

## 古布類の回収を再開します

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、一時停止しておりました古布類の回収について、地区分別収集及び地区常設ボックスでの回収を令和4年4月1日（金）から再開しますのでお知らせします。

次のものは「古布」として出せませんので注意してください！！



品 目	搬 出 先
布団、座布団、マット、カーペット、枕、ぬいぐるみ	環境プラザへ出してください。（粗大ごみ：有料） ※指定袋に入るサイズであれば燃やすごみとしても出せます。
カーテン、毛布	環境プラザへ出してください。（無料）
下着、靴下 汚れたもの、破れたもの	燃やすごみ袋で出してください。 ※指定袋に入らないものは粗大ごみ（有料）として出してください。

※地区常設 BOX は地区の管理ですので、違反ごみが出された場合は地区が処理費を負担することになります。また、違反が続く場合は BOX の撤去も検討しなければなりませんので、ルールを守って使用しましょう。

問合せ先 : 大木町役場 まちづくり課 電話：0944-32-1120